

**乳幼児期からの一貫した
軽度発達障害者支援体制の
構築に関する研究**

**一乳幼児期における
発見・支援システムの
実態調査を中心に一**

平成19年3月

**独立行政法人
国立特殊教育総合研究所**

序文

障害のある子どもたちの教育環境は、いま、大きく変わろうとしています。

その一つに、文部科学省は、障害のある子どもたちの教育について、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」へと大きく変革しています。

特別支援教育は、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、「学習障害（LD）」、「注意欠陥/多動性障害（ADHD）」、「高機能自閉症」、「アスペルガー障害」などを対象とします。このような障害種は「軽度発達障害」と言われています。（平成19年3月に文部科学省は「軽度発達障害」という用語を「発達障害」という用語に統一しています。）小学校においては、このような障害のある子どもへの理解と支援が、ここ数年大きく図られてきています。しかし、こうした障害のある子どもは、乳幼児期の育てにくさから、児童虐待の対象になりやすいとの指摘もあります。こうした指摘への対応を進める意味においても、幼児段階でのこのような障害のある子どもの発見と支援システムの確立が急務とされています。

また、盲・聾・養護学校は従来、特定の障害種のある児童生徒に教育や指導を行う機関として位置づけられてきました。特別支援教育の推進がなされている今、地域に住む障害のある子どもに対して、乳幼児期から成人まで一貫した相談にも対応できる地域のセンター的機能の役割を果たすことも期待されています。既に、全国の特別支援学校では、こうした期待に応えるために、地域支援活動が活発に行われています。また、小学校にある通級指導教室では、早期からの教育相談として、学齢前の子どもの相談や指導を行ってきているところも少なくありません。

さらに、障害のある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに対応していくためには、保健、福祉、医療等の面からの対応の必要性も踏まえて、関係機関などとの連携協力の重要性が認識されています。

もう一つの国内の動向として、平成16年（2004年）12月には、発達障害者支援法が制定されました。ここには、児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策について、以下のようなことが示されています。

- ①国および地方公共団体は、発達障害者の支援などの施策を実行していくにあたり、関係機関との必要な協力体制を整備すること、
- ②市町村は、母子保健法に定められている1歳6か月児や3歳児の健康診査などを実施する際は、発達障害の早期発見に十分留意しなければならないこと、
- ③市町村は、子どもに発達障害の疑いのある場合には、適切に支援を行うため、継続的な相談を行うよう努めることや、そうした子どもの保護者に対して、相談および指導を行うなど適切な措置を講ずること、等がうたわれています。

しかしながら、各地域ともこうした発達障害児を取り巻く環境の実態、発達障害やそのリスクのある乳幼児の発見やその後の支援が、システムの的に確立しているとは言い難いのが現状ではないかと思われます。

こうした状況の中で、就学前期におけるこのような発達障害児の発見システムや支援システムがどのようになっているかの実態を調査することで、こうした障害者に対する一貫した支援体制、特に乳幼児期を中心にした支援体制を構築するための基礎資料を得ようと

考えました。

具体的には、このような発達障害児が乳幼児健康診査で、どのように発見され、その後の育ちを支援するシステムが、どのように整備されているかについて全国調査を実施しました。乳幼児健康診査のなかでも、とくに1歳6か月児健康診査および3歳（3歳6か月）児健康診査を中心に行いました。また、幼稚園・保育所において、この時期に保育者による発見がどの程度行われ、こうした発達障害児への対応がどのように進められているか等を調査しました。

ここに、調査から得た知見を報告し、発達障害といわれる子どもたちへの対応が、早期から一貫して支援できる方策に寄与することができれば幸いです。

平成19年3月

独立行政法人

国立特殊教育総合研究所

教育相談部長

後 上 鐵 夫

目次

序文

| | |
|---|----|
| I. 調査の趣旨 | 1 |
| II. 乳幼児健康診査における軽度発達障害児の発見・支援に関する調査 | |
| 1. 目的 | 2 |
| 2. 方法 | 2 |
| (1) 調査対象 | |
| (2) 調査の手続き | |
| (3) 調査項目 | |
| 3. 結果 | |
| (1) 回収率 | 2 |
| (2) 健診の実施時期と体制 | 3 |
| (3) 保健師と心理職の配置および乳幼児健診への教育関係職の参加 | 5 |
| (4) 健診の実施回数と受診率 | 6 |
| (5) ことばや精神発達などに関する調査・検査 | 7 |
| (6) 心理（発達）の個別相談について | 10 |
| (7) 心理・発達面のリスク児の処遇について | 11 |
| (8) 心理・発達面のリスク児の集団による事後指導について | 14 |
| (9) 発達障害や軽度発達障害のリスク児の処遇 | 16 |
| (10) 他機関との連携 | 18 |
| (11) 乳幼児健診事業における連携 | 19 |
| (12) 発達障害や軽度発達障害のリスク児を発見する機会 | 20 |
| (13) 乳幼児健診にたずさわる保健師などの研修 | 20 |
| (14) これからの健診のあり方についての意見や感想 | 21 |
| 4. 乳幼児健診調査のまとめ | 25 |
| III. 個別的な配慮・支援・工夫を要する幼児の発見・支援に関する調査 <幼稚園> | |
| 1. 目的 | 28 |
| 2. 方法 | 28 |
| (1) 調査対象 | |
| (2) 調査の手続き | |
| (3) 調査項目 | |
| 3. 結果 | |
| (1) 回収率 | 29 |
| (2) 配慮児の在籍状況 | 29 |

| | |
|---|----|
| (3) 平成 17 年度に在籍している配慮児の状態像・気づいた時期・ 気づいた人について | 31 |
| (4) 平成 14～16 年度に在籍していた配慮児の状態像、気づいた時期や 人について | 35 |
| (5) 配慮児の保育に伴う連携と保育上の工夫について | 38 |
| (6) 生育歴の聞きとり、保健センターや保育所などとの連携、 職員の研修について | 42 |
| (7) 配慮児の保育のあり方などについての意見や感想 | 44 |
| 4. 幼稚園調査のまとめ | 45 |
| | |
| IV. 個別的な配慮・支援・工夫を要する幼児の発見・支援に関する調査 <保育所> | |
| 1. 目的 | 46 |
| 2. 方法 | 46 |
| (1) 調査対象 | |
| (2) 調査の手続き | |
| (3) 調査項目 | |
| 3. 結果 | |
| (1) 回収率 | 47 |
| (2) 配慮児の在籍状況 | 47 |
| (3) 平成 17 年度に在籍している配慮児の状態像・気づいた時期・ 気づいた人について | 49 |
| (4) 平成 14～16 年度に在籍していた配慮児の状態像、気づいた時期や 人について | 53 |
| (5) 配慮児の保育に伴う連携と保育上の工夫について | 56 |
| (6) 生育歴の聞きとり、保健センターなどとの連携、 職員の研修について | 61 |
| (7) 配慮児の保育のあり方などについての意見や感想 | 63 |
| 4. 保育所調査のまとめ | 65 |
| | |
| V. 総合考察 | 67 |

研究組織

資料 発達障害や軽度発達障害のリスク児を発見する機会

調査用紙

- ・乳幼児健康診査における軽度発達障害児の発見・支援に関する調査
- ・個別的な配慮・支援・工夫を要する幼児の発見・支援に関する調査 <幼稚園>
- ・個別的な配慮・支援・工夫を要する幼児の発見・支援に関する調査 <保育所>